

知事の事務部局以外の機関における障害を理由とする差別の 解消推進に関する対応要領（修正案）

- 1 愛知県教育委員会（事務局等）における対応要領（修正案） P 1 ～ P 9
- 2 愛知県教育委員会（県立学校）における対応要領（修正案） P 1 0 ～ P 2 2
- 3 愛知県警察本部における対応要領（修正案） P 2 3 ～ P 2 7